

3) 避難方法

①井原指定緊急避難場所へ避難の場合

- ・井原指定緊急避難場所までの移動は、車または、徒歩によるものとする。
車による移動：車両 1～5 台（利用者全員、施設職員全員）
- ・施設からの避難完了確認の為、未避難者の有無を確認する。

②施設内避難の場合

- ・施設のホールへの避難は、徒歩によるものとする。
- ・施設からの避難完了確認の為、未避難者の有無を確認する。

4) 避難経路

①指定緊急避難場所へ避難の場合

- ・定信公園（避難場所）までの移動は、旧 313 号線を渡り、高架下を通る経路とする。（経路図は、別添図のとおり）

②施設内避難の場合

- ・施設館内の避難経路は各クラス前の廊下とする。
（経路図は、別添図のとおり）

5) 施設周辺や避難経路の点検

①施設周辺の点検

- ・定信公園（避難場所）に移動する際、施設敷内の樹木や支障物が無いか点検を実施し、支障となる樹木は適宜剪定を実施する。
- ・施設内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。

②避難経路の点検

- ・定信公園（避難場所）までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、施設職員に情報を共有する。

6) 避難の実施

避難にあたっては、避難開始を拡声器等で、「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します」と、施設職員、利用者に周知する。

4 [避難の確保を図るための施設の整備に関する事項]

- 1) 停電した時の為、自家発電装置（発電機）を導入し、発電に必要な燃料などを備蓄し、維持管理に努める。
- 2) 情報収集及び伝達、避難誘導の際に使用する施設及び資器材として、表 5 に示すものを備蓄し、維持管理に努める。